

尾鷲市条件付一般競争入札(物品・物件等)実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、尾鷲市が発注する物品の買入れ及び製造、役務の提供等(以下「物品・物件等」という。)の契約において、入札手続きの透明性・客観性・競争性を高めるために、条件付一般競争入札の入札手続きについて、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。及び尾鷲市会計規則(昭和41年規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象物品・物件等の規模)

第2条 対象物品・物件等の規模は、購入予定金額が50万円を超えるものとする。ただし、市長が当該物品・物件等の購入について特に条件付一般競争入札により難しいと認める場合は、これ以外の方法によりその契約を締結することができる。

(資格要件)

第3条 参加できる者の資格要件は、尾鷲市入札参加資格者名簿により審査選定し、市長が決定するものとする。

(入札の公告)

第3条 一般競争入札に付する物品・物件等は、規則第72条の規定に基づき公告する。

(入札参加資格要件)

第4条 対象物品・物件等の入札参加者は、入札参加資格確認申請日から入札執行日まで
の間において、次の各号の全ての要件を満たす者でなければならない。(ただし、第1号については、入札日の前日までに登録されていれば足りる。)

- (1) 物品・物件等に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 尾鷲市より、指名停止を受けている期間中でない者。
- (3) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 競争入札に付する内容を履行するにあたり、営業許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (5) その他競争入札において、契約締結権者が定める条件を満たしていること。

(入札参加資格確認の申請)

第5条 対象物品・物件等の入札に参加しようとする者は、第3条に基づく入札の公告に定めるところにより、入札参加資格の確認を受けなければならない。

2 前項に規定する入札参加資格の確認を受けようとする者は、入札参加資格確認申請書(様式1)を、尾鷲市長(以下「市長」という。)に提出するものとする。

- 3 市長は、前項の入札参加資格確認申請書が提出されたときは、尾鷲市に設置する尾鷲市備品購入審査会(以下「審査会」という。)に諮り、申請書に対し入札参加資格確認通知書(様式1)により確認結果を通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により入札参加資格を確認する場合において、入札参加資格がないとした者に対しては、その理由を付記するものとする。

(入札参加者の資格確認基準)

第6条 前条第3項に規定する入札参加資格の確認は、次の各号に定める確認基準により行うものとする。

- (1) 契約を締結する能力及び権限を有していること。
- (2) 第4条の要件を満たしていること。

(入札参加資格がないと認められたものに対する理由の説明)

第7条 第5条第4項の規定により入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、市長に対し、第5条第3項に規定する入札参加資格確認通知の日の翌日から書面により説明を求めることができる。

- 2 市長は、前項に規定する理由を求められたときは、審査会に諮ったうえ、入札参加資格がないとされた理由について、書面により回答するものとする。
- 3 前項の規定により審査会に諮った結果、入札参加資格が有ると認められたときは、市長は第5条第4項の通知を取消し、前項の回答と併せ、入札参加資格確認通知を行うものとする。

(入札参加資格の取消し等)

第8条 第5条第3項の規定により入札参加資格確認の通知を受けた者が、入札参加資格確認申請後入札日までに第6条に規定する要件を満たさなくなったときは、市長は審査会に諮り、入札参加資格を取り消す。

なお、取り消す場合は、入札参加資格取消し通知書により通知するものとする。

(競争入札審査会)

第9条 条件付き一般競争入札に必要な次の各号に掲げる事項を審査するため、審査会を置く。

- (1) 入札参加資格の設定及び確認に関する事項
- (2) 入札参加資格を確認されなかった者に対する理由説明
- (3) 市長等が一般競争入札実施に必要と認めた事項

2 競争入札審査会は尾鷲市備品購入審査会をもってこれにあてる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、一般競争入札の執行に関し必要な事項は、市長が審査会に諮って定める。

附 則 この要綱は、平成20年6月1日から施行する。
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。